

平成24年度第2回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時：平成24年12月7日（金） 10時00分～12時00分

2 場所：全国都道府県会館 3階 第1会議室

3 出席者

委員：平野委員長、関澤副委員長、次郎丸委員、野村委員、河村委員、丸山委員、芳賀委員、湯川委員、高橋委員、下村委員、岩佐委員、襲田委員、小林委員、安藤委員、荒井委員、志手委員、今井氏（篠原委員代理）、齋藤氏（西村委員代理）

オブザーバー：国土交通省住宅局建築指導課 竹村課長補佐
国土交通省鉄道局技術企画課 秋元課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課 高橋課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課 山口課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 田口情報支援専門官

（事務局）

消防庁：武田審議官、渡邊予防課長、福西予防課長補佐、椎名国際規格対策官、守谷設備専門官、齋藤企画調整係長、風間規格・国際規格係長、松浦事務官、阿部事務官、亀山事務官、伊藤事務官、河口事務官、古賀事務官、岩佐事務官、緒方事務官

4 配布資料

検討会次第

<資料>

- 資料2-1 「平成24年度第1回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨（案）
- 資料2-2-1 ホテル火災対策検討部会中間報告（概要）
- 資料2-2-2 ホテル火災対策検討部会中間報告
- 資料2-3 小規模な就寝施設に係る自動火災報知設備の設置について
- 資料2-4 用途区分のあり方に係る検討について
- 資料2-5 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する調査検討事業について
- 資料2-6 性能評価システムの運用改善について

5 議事

(1) 前回の議事要旨の確認

資料2-1「平成24年度第1回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨（案）に基づき、事務局から説明が行われ、委員から特段の意見はなかった。12月14日（金）までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

(2) ホテル火災対策検討部会中間報告（概要）

資料2-2-1 「ホテル火災対策検討部会中間報告（概要）について」の資料に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 新たな表示制度の制度設計については、慎重な議論が必要ではないか。消防法の第8条の2の2及び第8条の2の3に基づく表示は、ホテル以外の用途で活用されており、これを変更することは混乱を招くのではないか。

→ ホテル関係については新たな表示制度の対象になるが、他の用途との関係があるため、

現行の表示が変わることについては、十分な理解をいただいて進めていかなければならないと考えている。

- ・ 防火・防災の表示については、利用者にわかりやすいよう、複数の表示を並べて表示するのではなく、できれば一本化するべきではないか。また、表示マークは、一つにした方が利用者に安心感を与えやすい。
 - ・ 利用者としては、制度の細かな要件がわからないので、一目で安心感が得られるかどうかがかかれればよい。建物の用途が違えば、制度の細かな中身が多少違っていても、表示マークは同じでよいのではないか。現行制度を止めて、現行制度と似たようなマークをホテルにだけ掲示することは、むしろわかりにくくなってしまっているのではないか。
 - ・ 立入検査の行う頻度等については、決められた基準等があるのか。
- 消防本部ごとに、管内の防火対象物の状況等を判断して設定することになっている。もちろん火災危険性が高い防火対象物については、立入検査の頻度が高くなるような基準で計画が作られているが、全国統一の基準ではなく、管内の状況に応じて適切に行っている。今回、立入検査マニュアル等を改正し、危険性についての判断が明確になるよう指標を示したいと考えている。

(3) 小規模な就寝施設に係る自動火災報知設備の設置について

資料2-3 「小規模な就寝施設に係る自動火災報知設備の設置について」の資料に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 自動火災報知設備を設置して火災を早期に発見することはよいが、高齢者等の災害弱者においては火災を知ることができても、自ら避難できないことが問題だと思われる。自動火災報知設備の設置だけに限定するのではなく、火災が広がらない方法などその後の対応を含めて、利用する方々の安全をどのように確保するか幅広く検討していただきたい。

(4) 用途区分のあり方に係る検討について

資料2-4 「用途区分のあり方に係る検討について」の資料に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 用途区分の基本的な考え方は、火災が発生した際の危険性や避難をする際の困難性、従業員の体制などをベースに考えるべきである。例えば、消防機関がどの用途に入るのか決めたとしても、別な形態が出てくることがある。そういった観点から防火・防災の面から見てどのような用途ごとの危険性があるのかを議論した上で、グルーピングする必要があるのではないか。
 - ・ 児童福祉施設は、その事業を行う施設として用途を判定しているが、老人福祉施設に関しては、避難困難な要介護者がいる施設という形で、事業ではなく人にポイントを置いた規制となっている。その場合、施設が新設した際には、6項ハであったものが、10年後には6項ロとなるが、それは、誰がその判断をいつの時点で行うのかということを考える現実的に難しいのではないか。
- 現状においては、消防本部が立入検査等を行った際の状況で、過去数ヶ月の宿泊の実態や、要介護者の方が多く占めている状況を見て、必要な設備の設置等の指導を行っている。また、消防本部の対応もあるが、施設関係者自らが入居者の安全について考えていただきたいところもあるため、その辺のアピールについても考えている。
- ・ 老人デイサービス、軽費老人ホーム、養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所でも同じかもしれないが、宿泊を伴う施設ということが基本なのではないか。
- お泊まりデイや宿泊の関係については、要介護度の高い人が多いのか、少ないのか判断が難しいところもあり、実態に合わせて判断しやすいよう施行までに詳細の運用について

考えていきたい。

- ・ 施設の運営は、社会福祉法人やNPO法人、民間の事業者もいる中で、経営面を強く出してくる場合もあるかと思う。その場合、運営する立場によって用途区分の解釈が違ってくると思われるので、そのことについても検討していただきたい。
 - ・ 宿泊されている人数で、設備規制が変わるとなると、混乱が生じる。建物の構造や設備、規模によって、ある程度一律に規制できる運用を行わないと、指導する消防本部も混乱が生じる。新築の段階から一定の指導が継続してできる制度運用を図るべきではないか。
- ご意見を踏まえて検討する。
- ・ 要介護者の状況の判断にあたっては、立入調査時の状態ではなく、入所・宿泊する可能性があれば、その用途として判定することが必要であり、入所・宿泊させないということであれば除くということによいのではないか。
 - ・ 夜間帯の体制が重要であると考え。職員の体制も昼間の状況とは違い少ない人数で対応しなければならないということもあり、夜間帯の体制もグルーピングの要件の一つになるのではないかと考える。
 - ・ 現行制度でも有料老人ホームは、避難の困難な要介護者という書き方になっている。
この避難の困難な要介護者の判断は非常に難しいと考えている。要介護者の方は年月が過ぎれば要介護度は上がっている状態もあり、また、有料老人ホームの場合、8割近くを民間事業者が運営しており、社会福祉法人でないことを考えると、人による基準は難しいのではないか。
また、公営住宅の共同住宅においても高齢化が進んでおり、その方々が、要介護者である場合の取扱いについても併せて検討していただければと考える。
- これから、運用の詳細については、検討していく段階であり、いろいろなご意見や実態を踏まえた上で検討していきたいと考える。
- ・ 共同住宅は規制を受けていないため、火災リスクが高いが、これはプライベートな空間として受容しているものであり、施設の事業者は、事業者の責任として入所者の安全を確保する義務が生じると基本的に考えるべきである。

(5) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する調査検討事業について

資料2-5 「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する調査検討事業について」に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 高齢者や障がい者に適した火災警報装置なのだから、実験は有効なデータが取れたが、関係のない用途に設置されていることのないように配慮していただきたい。
 - ・ 病院・診療所または助産所と同じ枠となっているが、病院と診療所、助産所は全く違うものだと考える。また、精神病院というのも特別だと考えるので、別に検討した方がよいと考える。
- 用途については、必ずしも募集されているところが、病院、診療所、助産所を全て含んでいるという訳ではなく、消防法令上の(6)項イに該当する施設を記載したものである。実際に募集されている施設は入院施設を持つ病院になる。

(6) 性能評価システムの運用改善について

資料2-6 「性能評価システムの運用改善について」に基づき、事務局から説明が行われた。

- ・ 建築物は用途も多様で建て方も様々であるため、安全性の観点から考えても問題点の一つとして同じものはない。現行法令の消防用設備を設置することもあるが、その建物の規模や用途に合った新たな設備を設置するのは良いと思う。その設備が安全に利用されるこ

とや、火災等の際に有効な性能を有している設備なのであれば、できるだけ前向きに評価し行っていくべきだと考える。

→ 現在、日本消防設備安全センターにおいてガイドラインを作成しているところであり、仕様書のような規定に捉われずに、特殊な設備については評価できるよう受け入れ体制を整えたい。

以 上